



## 予告 省エネ家電製品への買い換えを支援します

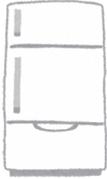
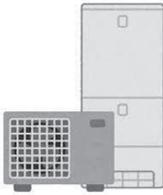


問環境政策課 地域エネルギー室〔東庁舎〕 TEL0748-71-2302 FAX0748-72-2201

市ホームページ

市では、温室効果ガス排出量の削減を促進するため、自宅に**設置済み**のエアコン、冷蔵庫、照明器具、給湯器を、4月1日以降に省エネ性能の高い家電製品に**買い換えた人**に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。なお、申請期間や申請方法などについては、あらためてお知らせします。

- 補助金予算額 41,800,000円
- 申請受付開始 未定(8月上旬を予定)
- 補助対象製品および補助金額

	<b>エアコン</b> 補助率：1/3 上限額：5万円		<b>LED照明器具</b> 補助率：1/2 上限額：1万円
	<b>冷蔵庫</b> 補助率：1/3 上限額：5万円		<b>高効率給湯器</b> エコキュート エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器  補助率：1/3 上限額：20万円

### ■ 対象者の要件

- ・対象の省エネ家電製品を購入し、自ら居住する市内の住居に設置した人
- ・申請日時点で市内に住民登録がある人
- ・市税を滞納していない人
- ・暴力団関係者ではないこと

### ■ 対象製品の要件

- ・市内店舗で購入した新品(インターネット販売で購入したものを除く)
- ・自ら購入し、設置したものであること(リース、レンタルを除く)
- ・製造事業者の製品保証があること
- ・4月1日以降に購入し、設置したものであること
- ・統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上のもの(ハイブリッド給湯器の場合、年間給湯効率が102%以上)

■ 補助対象経費 対象製品の本体購入費用(税抜)のみ(設置費諸経費などは含まない)

### ■ 必要書類

- ・交付申請書
- ・領収書、レシートまたは明細書の写し
- ・保証書の写し
- ・買い換え前後の状況が確認できる写真
- ・家電リサイクル券の写し(エアコン、冷蔵庫のみ)

### ■ 注意事項

- ・補助金の申請に、買い換え前の製品の写真、型番が必要となります。
- ・既設の家電製品を撤去する前に必ず写真を撮影し、保存しておいてください。
- ・購入した省エネ家電のレシートや保証書などは捨てずに残しておいてください。

詳細については、あらためて広報こなん、市ホームページなどでお知らせします。

**省エネ性能**

★★★★★ 4.9

	省エネ基準達成率	APF
目標年度2027年度	113%	7.5

この製品を1年使用した場合の目安

27,200円

省エネ基準達成率 100%以上

省エネルギー法は、東京の外気温を前提に算出していますが、使用する地域により異なります。外気温の他にも使用条件(設定温度、使用時間、住宅性能等)や電力会社等により異なります。  
 使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

## 高齢者の带状疱疹予防接種が始まります

問地域医療推進課 予防接種推進室(保健センター) TEL0748-76-4771 FAX0748-72-1481

### 带状疱疹とは

带状疱疹は、過去に水ぼうそうにかかり潜伏している水痘带状疱疹ウイルスが、加齢や疲労などの免疫力低下により再活性化することで、発症する皮疹、疼痛を特徴とする疾患です。50歳代以降に罹患率が高くなり、70歳頃をピークに発症します。また、合併症として皮膚の症状が治った後、疼痛が残り数か月から数年持続する「带状疱疹後神経痛」があります。

予防接種を受けることで带状疱疹やその合併症に対する予防ができます。

### 令和7年度の対象者

対象者	65歳	昭和35年4月2日生～昭和36年4月1日生		
経過措置対象者	70歳	昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生	90歳	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
	75歳	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生	95歳	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
	80歳	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生	100歳	大正14年4月2日生～大正15年4月1日生
	85歳	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生	100歳以上	大正14年4月1日生以前に生まれた人

※そのほか、60歳以上65歳未満の人でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する人(障害者手帳1級相当の人)は事前申請が必要です。

■接種期限 令和8年3月31日(火)まで

※带状疱疹ワクチンを公費で受けられるのは、対象年齢時に生涯で1度限りです。上記の接種期限に接種ができなかった場合は、全額自費となります。

### 带状疱疹ワクチンの種類と自己負担金について

ワクチンは2種類あります。医師と相談して選択してください。組換えワクチンを選択した場合は2回の接種が必要です。対象年度内の接種に限り公費負担(一部自己負担有)となります。

	生ワクチン「ビケン」	組換えワクチン「シングリックス」
接種回数	1回(皮下に接種)	2回(筋肉内に接種)
接種スケジュール	—	通常2か月以上の間隔をあけて2回接種
接種できない人	病気や治療によって免疫が低下している人	免疫の状態にかかわらず接種可能
接種に注意が必要な人	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた人は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた人は治療後6か月以上あけて接種	筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する人、抗凝固療法を実施されている人
接種後の予防効果	約5年	約10年
自己負担金	2,500円	6,500円(1回につき)

※市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は、自己負担金免除の制度があります。接種希望日の2週間前までに申請をしてください。接種後の申請は認められません。

■実施場所 指定医療機関(詳しくは市ホームページにてご確認ください)

■持ち物

- ①自己負担金(生ワクチン:2,500円 組換えワクチン:6,500円/回)
- ②本人確認書類
- ③組換えワクチンの2回目を接種する人は1回目の接種済証明書



市ホームページ

## 令和7年度コミュニティバス高齢者無料乗車券を交付します

問都市政策課〔東庁舎〕 TEL0748-69-5602 FAX0748-72-7964

高齢者の介護予防の一環としてコミュニティバスの無料乗車券30枚分を交付します。有効期限はありませんので、昨年度以前の無料乗車券も引き続き利用できます。

### ■対象者

申請時点で市内に住民登録のある**満70歳以上**の人

### ■利用の範囲

申請者本人および満70歳以上の同一世帯の人

### ■申請期限

令和8年3月31日(火)まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

※**年度(4月～翌年3月)ごとに1回限り申請できます。**

### ■受付窓口

問、市民課分室〔西庁舎〕、まちづくりセンター(柑子袋、岩根、菩提寺、下田、石部南)、三雲コミュニティセンター、市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)

### ●下記窓口で取り扱っていますのでぜひご利用ください。

令和6年10月から一部のまちづくりセンターで無料乗車券の即日交付ができるようになりました。

窓口	即日交付できます	申請日から交付まで2週間程度必要です
	東庁舎・西庁舎 岩根まちづくりセンター 菩提寺まちづくりセンター 下田まちづくりセンター 石部南まちづくりセンター	柑子袋まちづくりセンター 三雲コミュニティセンター 市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)
申請方法	各受付窓口にある「高齢者無料乗車券交付申請書」に記入して提出してください。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類※の提示が必要になります。</li> <li>代理人申請の場合は本人の確認書類と代理人の本人確認書類が必要になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類のコピーが必要になります。</li> <li>申請書および本人確認書類を東庁舎に転送するため、即日交付はできません。東庁舎への転送は毎週水曜日のため、申請日によっては申請日から2週間程度時間を要しますので、ご注意ください。</li> </ul>

### ●郵便申請の場合

申請方法	申請書(市ホームページからダウンロードできます)、本人確認書類※のコピー、返信用封筒(郵便切手460円分貼付、簡易書留料金含む)を同封の上、問へ送付してください。
------	---

※本人確認書類・・・住所、氏名、生年月日が確認できる公的な証明書(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)

## 喜楽らくらく塾の参加者を募集します

問高齢福祉課(保健センター) TEL0748-71-4652 FAX0748-72-1481

喜楽らくらく塾は、理学療法士・看護師と楽しく運動しながら、体力の向上や運動の習慣をつけることをめざす集団の運動教室です。介護予防を目的とする介護保険サービスの位置づけです。参加希望、詳細を知りたい人は問までご連絡ください。

■日時 全12回(すべて土曜日)

午後2時～3時30分

6月7日、14日、21日、28日

7月5日、12日、19日、26日

8月2日、9日、16日、23日

■場所 甲西リハビリ病院通所リハビリセンター ※送迎あり

■対象 市内に住所を有する次の①または②に該当する人

①介護保険要支援(要支援1または2)認定の人

②65歳以上で下記の5つの質問に3つ以上該当する人(総合事業対象者)

階段を手すりや壁をつたわずに昇れない

椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がれない

15分以上続けて歩けない

この1年間に転んだことがある

転ぶことに対する不安が大きい

■定員 8人(先着)

■参加費 介護保険負担割合に応じて参加費が異なります。

介護保険負担割合	月額
1割負担の人	2,000円
2割負担の人	4,000円
3割負担の人	6,000円

■申込期限 4月30日(水)まで

## 路線バス「草津伊勢落線」「湖南野洲線」の運賃改定(案)について意見を募集します

問湖南省地域公共交通会議事務局(都市政策課内)(東庁舎) TEL0748-69-5602 FAX0748-72-7964

市内を運行する滋賀バス株式会社から、路線バスの利用者数の減少や利便性向上のためのコスト増加を要因として、今後、路線を維持していくために運賃改定の申し出がありました。つきましては、住民や利用者の皆さんに運賃に関する意見を募集します。意見は市ホームページの意見フォームに入力するか意見書をダウンロードし、問まで送付してください。なお、電話や口頭では受けられませんのでご了承ください。

■対象路線 草津伊勢落線(石部駅～草津駅)、湖南野洲線(北山台～野州駅)

■運賃改定(案) 全系統各区分一律40円の運賃値上げ(運賃改定日 令和7年8月頃)

■募集期限 4月30日(水)まで

■意見の取り扱い

提出いただいたご意見は、個人情報を除き回答と併せて市ホームページで公表するほか、運賃等協議会および湖南省地域公共交通会議で報告し、公表します。なお、提出いただいたご意見への個別回答はしませんのでご了承ください。



草津伊勢落線



湖南野洲線



## 犬の登録・狂犬病予防注射を忘れずに！



市ホームページ

環境政策課(東庁舎) TEL0748-71-2326 FAX0748-72-2201

狂犬病予防法では、犬の登録と毎年の予防接種が義務づけられています。下記集合注射または、各動物病院で実施する個別注射のどちらかを必ず受けてください。

**当日の持ち物** ●登録(愛犬)カード ●予防注射手数料 3,500円 ●案内ハガキ(問診票)

※新規登録の場合は登録手数料3,000円が別途必要です。

※動物病院で注射を受ける場合は、手数料が変わることがあります。

※例年、注射実施頭数が少ない場所では実施しません。

### 注意点

- 注射の前に必ず犬の問診票(案内ハガキ)を記入し、当日必ずお持ちください。
- 会場で事故が起こらないよう、犬を十分にしつけられる人が連れてきてください(首輪、引き綱を確認しておいてください)。
- 生後90日以内の犬や、妊娠中、出産後間もない母犬は接種できません。
- 病気など何か気になる症状がある場合や、過去に注射などを受けたあとに体調を崩したことがある犬は、必ず注射を受ける前に申し出てください。体調が悪いときに注射を受けると、生命にかかわることがあります。
- 犬のふんや尿は飼い主が責任を持って後始末をしてください(袋とスコップを忘れずに)。
- 気象警報が発令されたときは、中止する場合があります。

### 令和7年度 湖南省集合注射実施日程

	実施時間	実施場所
4月14日(月)	午前9時10分～9時30分	市役所西庁舎駐車場(石部保健センター前)
	午前9時40分～9時55分	石部コミュニティセンター
	午前10時05分～10時20分	石部南まちづくりセンター
	午前10時30分～10時40分	東寺公民館(東寺多目的集会施設)
	午前10時50分～11時00分	宝来坂集会場
	午前11時10分～11時20分	いしべ交流センター
	午後0時30分～0時45分	北山台自治会館
	午後0時55分～1時10分	菩提寺コミュニティセンター
	午後1時20分～1時35分	三上台自治会館
	午後1時45分～2時00分	近江台公園(下)
4月15日(火)	午前9時10分～9時25分	吉永公民館
	午前9時35分～9時45分	夏見会館
	午前9時55分～10時05分	針公民館
	午前10時15分～10時25分	赤松台自治会館
	午前10時35分～10時50分	平松草の根ハウス(平松公民館)
	午前11時00分～11時20分	柑子袋まちづくりセンター
	午前11時30分～11時45分	中央自治会館(東)
	午後0時45分～1時05分	イワタニランド自治会館
	午後1時15分～1時35分	サイドタウン自治会館
	午後1時45分～2時00分	みどりの村自治会館

	実施時間	実施場所
4月16日(水)	午前9時20分～9時35分	大谷区集会所
	午前9時45分～9時55分	中山区集会所
	午前10時05分～10時20分	下田桐山自治会館
	午前10時30分～10時45分	緑ヶ丘自治会館
	午前10時55分～11時10分	下田まちづくりセンター
4月17日(木)	午前11時20分～11時45分	市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)
	午前9時20分～9時35分	妙感寺多目的集会所
	午前9時45分～10時00分	三雲が丘自治会館
	午前10時10分～10時30分	三雲コミュニティセンター
	午前10時40分～10時50分	朝国公民館
5月13日(火)	午前11時00分～11時20分	岩根まちづくりセンター
	午前11時30分～11時45分	丸保会館(正福寺)
	午前9時20分～9時35分	保健センター(夏見)
	午前9時50分～10時10分	市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)
	午前10時25分～10時45分	下田まちづくりセンター
5月14日(水)	午前11時00分～11時20分	三雲コミュニティセンター
	午前9時20分～9時35分	市役所西庁舎駐車場(石部保健センター前)
	午前9時45分～10時00分	石部南まちづくりセンター
	午前10時10分～10時25分	柑子袋まちづくりセンター
	午前10時40分～10時55分	北山台自治会館
午前11時05分～11時20分	イワタニランド自治会館	

## 4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当などの月額が変わります

問 児童扶養手当 子ども政策課(石部保健センター) TEL0748-76-4701 FAX0748-77-7019

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 障がい福祉課(東庁舎) TEL0748-71-2364 FAX0748-72-3788

■ **児童扶養手当** 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を監護している父、母または養育者に支給します。※第3子以降の加算は、第2子加算と同額です。

■ **特別児童扶養手当** 20歳未満の在宅の身体または精神に重度または中度の障がいのある児童を監護している父、母または養育者に支給します。

■ **特別障害者手当** 20歳以上の在宅の重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある人に支給します。

■ **障害児福祉手当** 20歳未満の在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態の人に支給します。

手 当 種 別		3月まで(月額)	4月から(月額)	
児童扶養手当	本体額	全部支給	45,500円	46,690円
		一部支給	45,490円～10,740円	46,680円～11,010円
	第2子以降加算	全部支給	10,750円	11,030円
		一部支給	10,740円～5,380円	11,020円～5,520円
特別児童扶養手当	1級	55,350円	56,800円	
	2級	36,860円	37,830円	
特別障害者手当		28,840円	29,590円	
障害児福祉手当		15,690円	16,100円	
経過的福祉手当		15,690円	16,100円	

## 国民年金からのお知らせ

問 草津年金事務所 国民年金課 TEL077-567-2220

### 令和7年度の国民年金保険料は月額17,510円です

保険料の納付期限は翌月末(4月分は5月末)です。毎月の保険料の納付を口座振替の早割制度(当月末振替)にすると、保険料が月々60円の割引となります。

また、4月分から1年分の保険料を納付書で4月30日(水)までにまとめて納付(1年前納)すると、保険料が年間3,730円の割引となります。手元に納付書がない場合は問へ連絡してください。

### 学生納付特例制度を知っていますか

国民年金保険料の納付が困難な20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定基準額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される制度です。在学期間がわかる在学証明書か学生証(学生証の複写の場合は表裏両面を複写したもの)を持って、年金事務所または市役所で手続きを行ってください。

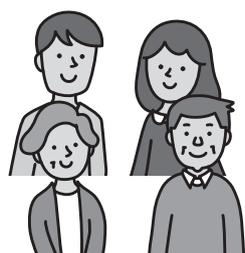
※承認期間は原則4月から翌年3月までで、申請は毎年必要です。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。ただし、10年以内であれば承認された期間の保険料をさかのぼって納付(追納)することができ、追納するとその期間は保険料納付期間として、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認された年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がつきます。

## 地域の民生委員・児童委員 主任児童委員をご存じですか

問福祉政策課〔東庁舎〕 TEL0748-71-2327 FAX0748-72-3788

市では現在113人の民生委員・児童委員と、小学校区に1人ずつ、計9人の主任児童委員がいます。支援や見守りを必要とする人に気づき、行政・関係機関につないでくれる身近で頼れる相談役です。民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域の実情をよく知り、福祉やボランティア活動などに理解のある人が、「子育てのこと」、「障がい者や高齢者、生活困窮者の福祉」について研修などで学びながら担当区で活動しています。



民生委員・児童委員

つなぐ

市民

つなぐ

行政・関係機関

(行政・学校・自治会・社会福祉協議会・地域包括支援センターなど)



子育てサロンの様子



防火訪問の様子



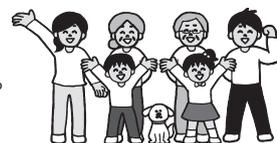
赤ちゃん訪問の様子

主任児童委員は、特に子どもや子育て家庭への支援を専門的に担当しています。保育園や学校、赤ちゃんが生まれたお宅への訪問や子育てサロンの開催など、児童や妊産婦への支援や協力を行っています。

### 現任民生委員・児童委員 主任児童委員の声

令和6年11月実施のアンケートより一部抜粋

- 民生委員・児童委員になる人はボランティア精神が高く、そのような「知り合い」が増え、自分の財産となった。
- 困っている人の力になれたときにやりがいを感じる。
- 知らなかった地域の人と話せるようになった。
- 民生委員・児童委員としての活動が自分の可能性や意欲を広げることになった。
- 働いているときは知らなかった地域(の実情)を知ることができた。
- 自身も高齢であるが、頭と体を動かすいい機会になっていると思う。
- 「ありがとう」と言ってもらえることに達成感を感じている。
- 民生委員・児童委員の仕事をすることで、自然と困っている人に声をかけることができるようになった。



### 今年の12月に一斉改選があります

委嘱の決定については地域の推薦を受けて、湖南市民生委員推薦会にて審議されます。

4/25(金)～5/25(日)

甲西図書館にて活動風景の展示を行っています



シリーズ 湖南省が進める小規模多機能自治について⑰

～地域での先進事例～

小規模多機能自治において市内にある7つの地域まちづくり協議会を中心に地域防災、子ども・高齢者の見守りなどを担い、住みよい地域づくりにつながる取組を行っていただいています。

菩提寺まちづくり協議会では、地域に居住する移動困難な高齢者への移動支援事業「ちょいサポ」プロジェクトチームを作り、運行に必要なドライバー、利用者を募集し、3月24日(月)から運行を開始しています。

「ちょいサポ」事業は、商業施設や医療機関などへのお迎えとして石部方面への運行を行い、地域内の高齢者の生活環境の向上につながる取組となっています。

市内では高齢者の移動支援としてすでに実施している水戸学区まちづくり協議会によるささえあい活動「みーぼ号」や事業検討を進めている他の地域もあり、高齢者の移動支援の輪が広がっています。

こうした菩提寺まちづくり協議会など的高齢者の見守りの取組は小規模多機能自治がめざす住みよい地域づくりにつながります。



▲移動支援車

このシリーズでは毎月、市が進める小規模多機能自治基本構想をわかりやすくお知らせしています。

☎地域創生推進課(東庁舎) TEL0748-71-2315 FAX0748-72-2000

消費者  
悩みの相談室

「定期縛りなし」は  
「1回限り」とは限りません

SNSで「お試し価格1980円 定期縛りなし」という化粧品品の広告を見て、一回だけのつもりで、確認画面の支払額が1980円なのを確かめてから「注文」ボタンを押した。その直後、「特別割引クーポン利用」という表示が出てきたので、お得だと思い「クーポン利用」を選択した。すると届いた確認メールに「定期コース」とあり、2回目以降を断る場合は、定価との差額1万円を支払う必要があるという。

ような表示だったりした場合は、申し込みの意思表示を取り消せる場合があります。その際、「最終確認画面」のスクリーンショットは証拠になります。

なお、定期購入の中には、「いつでも解約できる定期購入」を申し込むつもりが、「最低購入回数」の縛りのある契約に誘導される場合があるため、表示は最後までよく確認して、契約条件に関する表示は全てスクリーンショットで保存しましょう。通信販売には原則クーリング・オフはなく、受取拒否や支払いをせず放置していても解約になりません。必ず販売業者に連絡し、解約の合意を取りましょう。

定価に比べ著しく安い・お得ななどの場合、注文は慎重に行いましょう。

特典を利用した場合、最初に申し込んだ契約内容(継続回数、総額、解約条件など)が変更されたという相談があります。インターネット通販では注文する際に必ず「最終確認画面」で、定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に縛りがないか、2回目以降の代金などの販売条件や、解約の条件を確認しましょう。この表示がなかったり、消費者を誤認させる

☎消費生活センター(東庁舎)

TEL 0748-71-2360  
FAX 0748-72-3788